

15. 旧東ドイツ (D D)

国名	国別整理番号	名 称	使用言語	発行状況	所 蔵 範 囲			整理区分
					発行年次	番 号	主な欠号	
15 旧東ドイツ (D D)	1	Patentschrift 特許出願公告明細書、特許明細書	独 語 露 語 (後年独語のみ)	週 刊	1963 ~	3586 ~		公 告 番 号 順
	2	Bekanntmachungen 特許公報	独 語	1976年まで月2回発行 1977年より週発行	1963 ~ 1992			発行日順 (1976年まで年別)

概 要	備 考
<p>1. フロントページ 書誌的事項、発明の名称及びクレーム</p> <p>2. 次ページ以降 明細書及び図面</p>	<p>1. 特許の種類 (1) 経済特許 (2) 専用特許 (3) 秘密特許</p> <p>2. 存続期間 (1) 1 - (1)、(2)、(3).....出願日の翌日から20年（延長制度なし）</p> <p>3. 審 査 新規性判断の審査主義をとっており、その基準は、国内公知公用、内外国刊行物としている。</p> <p>4. 異議申立制度あり。</p> <p>5. 実施義務なし</p> <p>6. 1675年よりIPCを使用。</p> <p>7. 公告明細書の他に特許明細書が発行されているが、公告明細書及び特許明細書の文献番号は一連の通し番号となっている。 なお、特許明細書に掲載されている事項は公告明細書とほぼ同様であるが特許あるいは公告の識別についての比較対照はINIDコード(44)、(45)により参照されたい。</p> <p>8. 1982年よりマイクロフィッシュで受入れている。 〔1984年（昭和59年）1月1日改正施行〕 1990年（平成2年）10月3日東西ドイツが統一。10月3日以前に出願されたものは、以前の法の許す範囲で有効である。また、以降のものについては、西ドイツの法に基く。</p>
<p>1. 一般事項 (1) 目次（独語） (2) INIDコード説明</p> <p>2. 特許権消滅リスト （IPC 国内分類 特許番号）</p> <p>3. 特許権分類変更リスト （特許番号 新IPC 旧IPC）</p> <p>4. 特許番号順分類索引 （特許番号 分類）</p> <p>5. 分類別抄録 （書誌的事項、発明の名称、発明の要約及び主要図面）</p>	<p>1983年10月5日発行分より分野別に分冊発行 （Teil 、 、 ）</p> <p>TeilSection A : A61 (K - L) (セクション) B : B01 (B - J) B03 B07 (B) B08、B09、B21、B22、 B28、B32 C : 全項目 D : # E : # (E05を除く)</p> <p>TeilSection A : A61 (B - J、M . N .) A62、A63 B : B01 (K . L) B06 B41、B43、B44、B61 (L) G : 全項目 H : #</p> <p>TeilSection A : 全項目 (A61、A62、A63除く) B : B02、B04、B05、B07 (C) B23、B24、B25、B26、B27、 B29、B30、B31、B42、B60、 B61 (L 除く)、B62、B63、 B64、B65、B66、B67、B68 E : E05 F : 全項目</p>

15. 旧東ドイツ (D D)

国名	国別整理番号	名 称	使用言語	発行状況	所 蔵 範 囲			整理区分
					発行年次	番 号	主な欠号	
15 旧東ドイツ (D D)	3	Warenzeichenblatt 商標公報	独 語	月 刊	1963 ~ 1974	631242 ~ 641323		年 別
	4	Warenzeichen und Wusterblatt 商標、意匠公報	独 語	月 刊	1963 ~ 1992	商標 640324 ~ 意匠 1 ~		年 別
	5	Der Neuerer 発明と提案	独 語	月 刊	1992 ~			年 別
	6	Namenverzeichnis der Inhaber von Patenten 特許人名索引	独 語	年 4 回	1963 ~ 1992			発行日順

概 要	備 考
1. 目 次 2. 登録商標番号順見本 3. アルファベット順商標人名索引 4. 番号順索引 5. 新(旧)商標の変更リスト 6. 更新登録商標リスト	1975年以降は商標、意匠公報(整理番号4)に掲載
1. 商 標 (1) 目 次 (2) 団体標章見本 (3) 商標登録番号順見本 (4) アルファベット順権利者名索引 (5) 商標登録番号順索引 (6) 更新登録商標リスト (7) 権利消滅リスト (8) 商標権移転リスト 2. 意 匠 (1) 登録番号順意匠見本 (2) 創作者証の消滅・拒絶登録リスト	1. 商 標 (1) 存続期間 出願日の翌日から10年。但し、10年毎に更新できる。 (2) 国際商品分類(1~34分類)及びサービスマーク(35~42分類)を使用。 2. 意 匠 (1) 種類・存続期間 創作者証.....出願日の翌日から15年 意匠特許.....出願日の翌日から5年、最長15年まで延長可能
1. 発明に関する論説記事 2. 各分野における改良の提案 3. 各分野のノウハウ等 4. 各国特許法	1979年以前の名称はErfindungs und Vorschlagswesen
1. 掲載内容及び語句の説明 (1) 記号の説明 C = §5.1 による専用特許; 主特許 D = §29 による特許; 主特許 S = §29 による特許; 追加特許 T = §29 による経済特許; 主特許 U = §29 による経済特許; 追加特許 W = §5.1 による特許; 追加特許 Y = §5.1 による経済特許; 追加特許 Z = §5.1 による経済特許; 主特許 (2) 所有者に関する表示 + 所有者が複数の場合 (3) 法人コード 例 AG = アクチェンゲゼルシャフト COLTD = カンパニーリミテッド GMBH = ゲゼルシャフト ミット ベシ ユレンクテル ハフツング KK = 株式会社等 (4) 系列会社略称 (5) 国籍コード 2. アルファベット順権利者名索引 (権利者 特許番号、IPC)	1. 1963年と1964年は年鑑として発行され、1965年以降は、四半期ごとに発行されている。 2. 1974年、1975年は年間発行。 3. 1962年分は特許公報の1963、64年度分に付されている。 4. 1964年逐年鑑、1965年以後年4回 1983年第2季分迄冊子形式 1983年第3季分からマイクロフィッシュ